

第 23 回 うらやす景観通信

平成 26 年 7 月 28 日発行

浦安市役所都市整備部都市計画課

TEL 047-351-1111(内線 1954・1957)

FAX 047-353-4378

メール toshikei@city.urayasu.lg.jp

毎日暑い日が続いておりますが、皆さんいかがお過ごしでしょうか。夏休みに入り、海へ、山へと遊びに行く計画を立てている方も多いのではないのでしょうか。遠くへお出かけの際は、浦安との景観の違いにも注目してみてください。海には海の、山には山の景観が見えてくると思います。

さてこれまで長期にわたって景観計画についてお話しさせていただきましたが、今回は「**景観計画⑱ 景観計画ができるまで**」というテーマで、景観計画がなぜ必要となったのか、どう作られたのか、についてお話しいたします。



景観計画の表紙

そもそもなぜ景観計画を作ろう、という話になったのか、もちろん、浦安市が思いつきで勝手に作ったものではありません。平成 16 年に制定された景観法という法律が基になっています。景観法第 8 条にはこう書かれています。「景観行政団体は、(中略)良好な景観の形成に関する計画(以下「景観計画」という。)を定めることができる。」ここに出てくる景観行政団体とは、一つの市町村が希望してなる団体のようなものだと思います。浦安市も景観行政団体になっています。景観計画を定められる場所は、「良好な景観を保

全する必要がある場所」「地域の文化等からみて、良好な景観を形成する必要がある場所」「新たに良好な景観を創出する必要がある場所」などです。浦安市においても、良くない景観を改善し、良い景観を守り育てるため、景観行政団体に移行し、景観計画を策定することとなりました。

景観計画は、平成 18 年 6 月に策定された景観マスタープランを基に、発足した景観計画等策定協議会によって平成 19 年 3 月から検討が始まりました。全部で 12 回の協議会に加え、パブリックコメントや景観シンポジウムを経て、平成 21 年 6 月 1 日に策定されました。

協議会の中では、景観重点区域を指定したほうがよいのではないか、無電柱化を進めるべきでは、景観に対する市民の役割とは、など様々な議論がありました。



景観計画等策定協議会での意見

先日「浦安の街並みはどのようにきれいなの？」というお問い合わせをいただきました。景観計画の存在はその理由の一つかもしれません。

次回は「**教えて景観協定 景観協定とはそもそも何か？建築協定や地区計画との違いとは**」というテーマでお送りします。

浦安市協働提案事業「浦安景観まちづくり講座」 キックオフミーティング（第1回）が開催されました

浦安市都市計画課・うらやす景観まちづくりフォーラムの協働提案事業として、2014年度「浦安景観まちづくり講座」のキックオフミーティング（第1回）が、5月18日（日）WAVE101で開催されました。多くの方にご参加いただけるか不安もありましたが、会場はほぼ満席となりました。広報にご協力いただいたみなさん、ご参加のみなさんどうもありがとうございました。以下、当日の様子をご紹介します。



当日の会場の様子

最初に、都市計画課・板橋課長、うらやす景観まちづくりフォーラム（以下、フォーラム）会長・小林の挨拶がありました。板橋課長からは、2008、2009年度の市の景観まちづくり連続講座をきっかけに結成されたフォーラムと都市計画課の協働提案事業であり、講座をきっかけに協働の輪を広げたいという趣旨説明がありました。



都市計画課・板橋課長

小林からは、震災後フォーラム独自の取り組みを続けてきたが、協働提案事業が採択される機会に恵まれ、これまで以上に市民目線からの景観まちづくり、市民・行政・事業者を結ぶ景観まちづくりのプラットフォームづくりに貢

献したいとの表明がありました。



フォーラム会長・小林

その後、フォーラム・浦安まちづくりアドバイザーの浅川から「これまでの景観まちづくりに関する活動内容と今年度のスケジュール」について説明がありました。景観資源リストの収集、震災後の景観を確認するまちあるき、先進事例調査といったフォーラムの活動と、市民・事業者・子どもといった対象に着目して企画している全7回の講座内容の詳細について説明がありました。



フォーラム・浅川

続いて、景観計画の策定を担当されていた都市政策課の土久さんから、策定背景の紹介がありました。当時は「景観は京都や奈良など歴史あるまちでやるもの」という考えがあり、開発しながら景観をつくってきた浦安ではなじみがありませんでした。しかし、開発事業者の計画に店舗の大きな看板や原色に近い色彩の外壁についての協議の中で、開発事業者から「なぜいけないの？ いけないのであればルールをつくってください」と逆に言われてしまったことがあったそうです。また、2004年に景観法ができ、歴史あるまちだけでなく、やる気があれば全国どこのまちでも取り組める仕組みになったこと、浦安も守るべき景観があることなどから、景観計画を策定することになったそうです。景観計画の策定過程で多くの市民、関係者と議論を重ねたため3年を要し、その声を

余すところなくまとめたため分厚い計画書になったとのことでした。



都市政策課・土久さん

景観計画は、第1編に景観まちづくりの考え方、第2編に規制誘導の方針、第3編に景観重要建造物・樹木の指定方針、第4編に景観まちづくりの考え方という構成です。第2編の規制誘導の方針にしたがって、現在市で建てられる一定規模以上の建築物は景観計画の事前協議・届出の対象となっています。

その規制誘導の実際について、都市計画課の谷川さんから紹介がありました。方針にしたがって植栽を植え空調室外機の修景をしている事例の紹介のあと、景観計画で定められた色彩よりも鮮やかな色をつかって外壁を塗装してしまった事務所建築に対して指導の結果、落ち着いた色に塗り替えてもらった事例の紹介がありました。



都市計画課・谷川さん

休憩のあと、参加者全員の方から自己紹介をしていただきました。お住まいでは元町1名、中町10名、新町8名、その他の地域3名の分布となりました。20代、30代の方もいらっしゃったことと、専門的な勉強をしている方、建築・土木・造園と景観に関する職業の方に多く来ていただいたことが特徴的でした。



参加者の自己紹介シート

質疑では、規制誘導だけではまちの景観はよくなるのでより大きな枠組みの取り組みが必要といったご意見や、市民が取り組む景観まちづくりのゴールは？といった本質的な質問をいただきました。私たちとしても1年間の講座をきっかけに、将来的に協働の取り組みが広がるきっかけとなることを期待しています。次回の「水辺の景観を考える」(第2回)にも、多くの方のご参加をお待ちしております。

■イベント案内*****

●【協働事業】「浦安景観まちづくり連続講座」
第3回「みどりの景観を考える」/日時：9/21
(日) 10時・弁天ふれあいの森グリーンハウス前集合/参加費：200円/申込・問合せ：
asakawa@comdesign.jp (フォーラム・浅川)